

「町民アンケートの集計結果」と「改正前基本構想」の相違の整合

No.	項目	アンケートの集計結果	改正前基本構想	相違
1	場所	現在、役場庁舎がある「本町」の支持が過半	<p>14～21ページ</p> <p>「新町」を第1候補地とすることは妥当性があると判断</p> <p>新庁舎の建設候補地として、以下の4つを評価、再評価。 (4, 400㎡以上確保できる場所)</p> <p>a 現庁舎敷地 b 野辺地小学校敷地(グラウンド) c 町立体育館敷地(駐車場) d 野辺地中学校南側 新町民有地</p> <p>候補地d(野辺地中学校南側新町民有地)が、 庁内検討会議の評価点で26点を得て1位になり、 (6つの観点から評価)</p> <p>検討委員会委員の再評価でも総合評価が1位になった。</p>	違う
2	駐車場	<p>いつでもとめられる収容量がほしい</p> <p>庁舎の(後ろでなくて)前に駐車スペースを設けてほしい</p> <p>降雪期にも災害時に備え、十分な広さを確保してほしい</p> <p>(通学路でもある)出入口等の事故防止対策を希望</p> <p>立体駐車場は希望しない</p>	<p>7ページ</p> <p>新庁舎の機能の基本方針の⑥に以下のように記載</p> <p>⑥駐車スペースの確保</p> <p>車による来庁者が駐車に不便を感じないスペースを確保するとともに、災害時における緊急車両等の駐車に備えるため、1台当たり25㎡、100台分の駐車場を検討し、さらに障害者用駐車スペースを役場庁舎前面に確保します。</p> <p>(25㎡×100台=2,500㎡)</p> <p>(13ページ) うち27台分は公用車用として使用)</p>	概ね同じ

No.	項目	アンケートの集計結果	改正前基本構想	相違
3	大きさ	<p>現在の役場本庁舎よりも「少し大きい」の支持が最多 (構想書 3 ページ 現庁舎床面積 2,563.0 m²)</p> <p>小さい建物を多くするより、1カ所で用事が足せる大きさ 必要最低限の設備をきちんと整えた上での大きさ コンパクトで機能的な建物を望む 人口減少を考慮した庁舎の大きさ 年数が経てば書類等は増えるので多少は余裕を、ただし無駄な部屋は作るな</p>	<p>9 ページ</p> <p>起債上の資格面積の上限 A 35.3 m² × 117 人 = 4,130.1 m² ≒ 4,130 m²</p> <p>10～12 ページ</p> <p>諸室の標準面積（平成22年 総務省通達）による算出 三役3人、課長級17人、補佐級21人、一般級97人の 計138人に役職対応換算率を乗じた換算職員数231.3人</p> <p>①執務室 換算職員数×基準面積 231.3人 × 4.5 m² ≒ 1,041.6 m² (階ごと端数処理)</p> <p>②倉庫（三役を除く執務室面積の13%） (1,041.6 m² - 162 m²) × 13% = 114.3 m²</p> <p>③会議室等（会議・相談・休憩室、便所・洗面、機械・電話交換等） 常勤職員数153人 × 7.0 m² = 1,071.0 m²</p> <p>④玄関等（玄関、広間、廊下、通路その他通行部分） 執務室 + 倉庫 + 会議室等 (1,041.6 m² + 114.3 m² + 1,071 m²) × 40% = 890.8 m²</p> <p>⑤議事堂 議員定数 12人 × 35.0 m² = 420.0 m²</p> <hr/> <p>① ② ③ ④ ⑤ 計 B 1,041.6 + 114.3 + 1,071 + 890.8 + 420 = 3,537.7 m²</p> <hr/> <p>車庫・防災関係倉庫等の面積 ↓ 資格面積の残 4,130 m²(A) - 3,537.7(B) m² = 592.3 m²の範囲内で計画</p>	少し違う

No.	項目	アンケートの集計結果	改正前基本構想	相違
4	収容する 部署	<p>一カ所で用事が済むようにしてほしい</p> <p>分庁舎（健康増進センター等）を集約してほしい</p> <p>新庁舎で介護申請等の手続、申し込みができるように</p> <p>「あっちに行けこっちに行け」は年寄りには大変、1つにまとめてもらわないと</p> <p>これは増進センター、こっちは教育委員会でこっちと面倒だし、分れている意味がわからない</p> <p>自分は障害者。障害者の手続きが健康増進センターですが、役場内に作れないのですか？とても不便で大変です</p>	<p>9ページ</p> <p>表4 野辺地町職員数（平成29年10月1日） 水道課除く117人+水道課4人+再任用等32人の計153人の常勤職員を入居職員数とする。</p> <p>現在の本庁舎にいる職員のほか、学校教育課、社会教育・スポーツ課、健康づくり課、介護・福祉課の職員を収容する。</p> <p>（表4の下 ※ 新庁舎の入居職員の対象として、公民館、図書館、歴史民俗資料館、小中学校及び学校給食共同調理場の職員は含めないものとする。）</p> <p>10ページ</p> <p>表6 各課の換算職員数 配置部署の構想を表示</p> <p>11ページ</p> <p>表7 各課の執務室及び倉庫の標準面積 同上</p>	<p>直近の 数に 更新</p> <p>概ね 同じ</p>
5	課の配置	<p>各手続き窓口は1階で出来るようにしてほしい (高齢者・足・腰の悪い方のため)</p> <p>わかりやすく配置してほしい</p> <p>オープンである事、入ってすぐ全てが見えるように</p> <p>窓口一つで用事が足せるシステムにほしい</p>	<p>7ページ</p> <p>新庁舎の機能の基本方針 ② 誰もが利用しやすい庁舎</p> <p>町民や来庁者及び利用者が利用しやすい庁舎とするため、窓口業務に係る担当課を1階に集約するとともに、2階以上へ往来するためのエレベータを設置するものとする。</p> <p>総合窓口の設置により、ワンストップ・サービスの実現を図り、更に利用者の待合時間におけるストレスの軽減のため、リラックスできる待合スペースの確保を検討する。</p>	<p>概ね 同じ</p> <p>設計 反映</p>

No.	項目	アンケートの集計結果	改正前基本構想	相違
6	機能	<p>耐震構造で、良質な部材を吟味し設計でしたほうが良い</p> <p>大小ではなく、災害対策、防災等を考慮した、必要最小限の面積</p> <p>防災対策、災害応急対応等に必要な機能を備えてほしい</p> <p>機能的に身障者目線。バリアフリー</p> <p>相談時にプライバシーが守られるように作ってほしい</p> <p>授乳室や救護室はきちんと設けてほしい</p> <p>妊婦や赤ちゃん連れでも利用しやすい環境にしてほしい</p> <p>必要な機能を備え、町民が使いやすい大きさにしてほしい</p> <p>町民の利用スペースを広くしてほしい</p> <p>大会議室を区切って使用できるようにし面積を削る</p> <p>多目的に使用できる部屋を作る（庁舎諸室）</p> <p>議場を作らず会議室と併用してほしい</p> <p>議場を階段状にするのをやめ、平場にして、非常時の対策本部として活用できるようにしてほしい</p>	<p>5～6ページ 耐震安全性の目標及び分類</p> <p>災害応急対策活動、指揮、情報伝達等のための施設と位置づけ、指定地方行政機関使用の官庁施設と同等の耐震安全性を確保する。</p> <p>7ページ</p> <p>新庁舎の機能の基本方針（6項目）</p> <p>①防災拠点としての機能を備えた庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部室、対策用備品や応急物資等の保管場所の確保 ・防災機器の浸水対策、非常用電源（自家発電装置）の確保 ・災害時の緊急車両や災害復旧車両等の待機場所として、また要支援者の一時退避場所としての駐車スペースの確保 <p>②誰もが利用しやすい庁舎</p> <p>町民や来庁者及び利用者が利用しやすい庁舎とするため、窓口業務に係る担当課を1階に集約するとともに、2階以上へ往来するためのエレベータを設置するものとする。</p> <p>総合窓口の設置により、ワンストップ・サービスの実現を図り、更に利用者の待合時間におけるストレスの軽減のため、リラックスできる待合スペースの確保を検討する。</p> <p>③環境保全対策及び省エネルギーに配慮した庁舎</p> <p>④総合的にコストバランスのとれた庁舎 略（コストにあり）</p> <p>⑤開かれた議会施設を有する庁舎</p> <p>誰もが容易に傍聴できるように、議場のバリアフリー化や議場に通じる通路や階段を広くすることを検討する。</p> <p>また、議場は議会閉会中も講演会や会議など多目的に利用できるように配慮する。</p> <p>⑥駐車スペースの確保 略（駐車場の項目にあり）</p>	<p>概ね同じ</p> <p>設計反映</p>

No.	項目	アンケートの集計結果	改正前基本構想	相違
7	コスト	<p>建てた後のメンテナンスも考慮すべき</p> <p>財政状況、財政負担、財政見通しを考慮して建設すべき</p> <p>総経費が本町より少なく建設できるなら、新町でも良い</p>	<p>7 ページ</p> <p>基本方針 ④ 総合的にコストバランスのとれた庁舎 新庁舎に係る初期費用、維持管理の容易性、維持管理費等を総合的に比較検討し、効率的に運営できる庁舎を目指す。</p> <p>22～23 ページ</p> <p>新庁舎の事業費及び財源 概算事業費 合計 1,878,754,400円 市町村役場機能緊急保全事業債 1,332,400千円と 役場庁舎建設基金 545,356千円を活用する。</p> <p>原子力立地給付金相当の全額を町事業に充て捻出した一般財源を役場庁舎建設基金に積み立て、地方債の充当残、地方債の対象外経費を賄うとともに、地方債の償還財源を確保する。 これにより、今後の財政運営に影響を与えることなく、新庁舎建設事業を実施することとしている。</p> <p>25 ページ</p> <p>起債の償還計画 表16 遠い将来の負担を避け、なるべく短く20年償還で計画する。 ピーク時の年間償還額は80,855千円と見込まれる。 うち25%（約20,000千円）は地方交付税算入分で、残り約60,000千円は庁舎建設基金等から繰り入れて返済する。</p>	<p>事業費は再積算し書き換える</p> <p>概ね同じ</p>